

議案第 1 1 6 号

飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例について

飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 9 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

災害対策基本法の改正に伴う改正

飛驒市防災会議条例の一部を改正する条例

飛驒市防災会議条例（平成16年飛驒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第5項第4号中「市長がその部内の」を「市の」に、「指名」を「市長が指名」に改め、同項に次の2号を加える。

- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市防災会議条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略 (所掌事務)</p> <p>第2条 略 (1) 略</p> <p>(2) <u>市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(3) <u>水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。</u></p> <p>(4) 略 (会長及び委員)</p> <p>第3条 略 2～4 略 5 略 (1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>市長がその部内の職員のうちから</u> 指名する者</p> <p>(5)～(7) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略 (所掌事務)</p> <p>第2条 略 (1) 略</p> <p>(2) <u>市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p>(4) 略 (会長及び委員)</p> <p>第3条 略 2～4 略 5 略 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 市 の職員のうちから<u>市長が指名する者</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから</u></p>

資料

<p>_____</p> <p>以下 略</p>	<p>市長が任命する者</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める者</p> <p>以下 略</p>
--------------------------	---

飛騨市防災会議条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

災害対策基本法の改正に伴う改正

2 改正の内容

防災会議の事務分掌の一部を、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べる旨の内容に改正し、同会議の構成員に自主防災組織を構成する者又は、学識経験のある者のうちから市長が任命する者、その他市長が特に必要と認める者を追加するもの。

3 施行日 公布の日